

北海道羅臼町議会

(事績2) 住民に開かれた議会

羅臼町議会は、平成23年、平成27年と2期連続無投票となり、議員のなり手不足は深刻化している。地方分権が進む中で、議会がその機能を十分発揮し、町民の付託に応えるため、議会の活性化を図る必要があり、統一地方選挙前の平成30年9月に議会改革特別委員会を設置した。

特別委員会では、町民に身近で開かれた議会・町民参加の議会を目指すため、「議会基本条例」の設置が必要ではとの決定がなされた。

その後、議会基本条例の設定に向け、議会基本条例を作成していた北海道内他町村議会での研修、町民が議会の活動をどのように捉え、今後どのような議会活動を望んでいるのかを検証するため、議会改革町民アンケートを実施し、アンケート結果を踏まえ、町民の意見を盛り込んだ、「羅臼町議会基本条例」を平成31年3月の第1回定例会に提案し、全会一致で可決した。

前任期中に議会基本条例は策定したが、平成31年4月の町議会選挙では、当初は10名の定員に対し現職の9名の立候補予定しかなく、定員割れも懸念されたが、告示日当日に高齢の元議員の立候補があり、辛うじて、定員割れは避けられたが、3期連続無投票となり、議員のなり手不足は、議員はもちろんのこと、町民全体にも問題の深刻化が浮き彫りとなった。

そのため、今任期においても、さらなる議会改革を推し進めなければならないと考え、令和元年6月に再び議会改革特別委員会を設置した。

まず、最初に着手したのは、常任委員会の活性化についてで、当町の議会は長年、常任委員会を実施後に本会議（定例会）を実施していたが、それでは、常任委員会の活動状況が町民に対しわからないとの指摘もあったことから、本会議で議案の上程後、常任委員会を実施することとし、終了後に再び本会議を行い、採決をする方法に町側とも検討を重ねた結果、令和元年12月から改めた。また、

常任委員会も町民に傍聴しやすい環境で行うほうがよいと考え、会議室での開催から庁舎内だけだが、テレビ中継もできる議場で実施することに変更した。

令和元年10月には、まちの将来を担う、高校生にも議会を身近に感じてもらいたいことから、羅臼町高校生一日議会を実施、模擬議会については、二十数年ぶりに開催を行った。一日議会には高校2年生33人が参加、6班に分かれ一般質問を行った。質問する際には班ごとにアドバイザー議員として、議会議員を配置、町側の答弁だけで終わらないよう、再質問のアドバイスをするなど、高校生が活発に議論できるよう工夫し、この取り組みは次年度以降も継続的に実施する予定である。

また、議員のなり手不足を解決するには、定数、報酬の問題を避けては通れず、議員一存でも決められないことから、令和2年6月に議会基本条例の一部改正を行い、町民15名で構成する議会改革サポート会議設置することにした。このサポート会議は令和2年9月に委員委嘱を行い、今後この15名と議会議員で定数、報酬など議会が抱える諸課題を議論していく予定で、令和3年12月を目途に定数、報酬の問題の一定の方向性を示したいと考えている。

羅臼町議会の議会改革は、現在のコロナウイルス感染症対策の影響により進捗が多少遅れ気味ではあるが、その他に大学の教授を招き議員研修を開催、これまで行っていた議会報告会や議会広報の在り方の検討など、議会改革サポート会議委員や町民等の意見を幅広く聴取していき、今後も町民により身近な議会になるよう鋭意努力していく。

宮城県柴田町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1 議会基本条例に基づく議会活動の検証

柴田町議会では、平成24年に制定した議会基本条例において、2年ごとに条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検証することと規定しており、2年ごとに取り組みの検証を実施している。検証結果は第3者である議会アドバイザーの評価を経て決定し、検証に基づき出された課題を踏まえ、2年ごとに取り組む改革項目を「議会行動計画」と定め、改革を推進している。

2 ワールドカフェを活用した自由討議

柴田町議会では、議会基本条例で規定する自由討議を積極的に実施している。柴田町議会自由討議実施要綱では「議論の論点や争点を整理し、議員間の理解を深めるため、様々な手法を用いて行うことができる」と規定しており、本格的な議論を行う前に、議題に対する議員間の情報の共有や論点・争点の共通認識を行うため、ワールドカフェの手法を活用した「議員間対話」を行っている。

これまでに、「総合体育館の建設」や「第6次柴田町総合計画の策定」などの町の重要政策について討議を実施したほか、新年度予算、前年度決算の審査についてもこの手法を活用している。

3 常任委員会の調査活動

議会基本条例で規定している通年議会制の利点を生かし、常任委員会の休会中の所管事務調査を積極的に実施している。各常任委員会では年度当初に「重点調査事項」を定め、所管事務調査のほか、重点調査事項に関して、先進地の視察や住民などへの意見聴取（団体懇談会）を実施し、政策立案、政策提言につなげている。

4 予算決算審査を軸にした議会政策サイクル

令和元年度から、これまで単発で行っていた議会懇談会や委員会活動などを見直した上で体系化し、決算と予算の審査を中心としたPDCAサイクルの確立に努めている。平成30年度決算においては、議員間討議を踏まえ、後年度

の予算編成及び事務事業執行について留意する点を全会一致で附帯決議としてまとめた。その後の令和2年度当初予算、令和元年度決算においても、議員間討議を踏まえ、提言項目を全会一致でまとめ、執行部へ提出している。

5 議会図書室の充実

柴田町議会の議会図書室は行政資料だけでなく、地方自治、政治、法律、財政、教育など議員の調査研究に役立つ一般図書についても充実を図っており、現在約1,000冊の蔵書数となっている。令和2年度からは町立図書館と連携し、司書による選書への助言や調査研究等へのレファレンスについて協力を得ている。

6 ICT化の推進（タブレット端末の導入）

議会のペーパーレス化、議員間及び議員と事務局の情報共有、調査研究活動への活用のため、令和2年7月に全議員及び事務局職員にタブレット端末を整備した。議会資料のペーパーレス化のみならず、災害発生時の安否確認や災害情報の共有など様々な面で活用を図っている。

（事績2）住民に開かれた議会

1 議会懇談会（議会報告会）

柴田町議会では平成19年度から議会報告会を実施している。平成20年度からは報告よりも住民との懇談、意見交換を大切にするという趣旨で、名称を「議会懇談会」と改め、毎年議員が持ち回りで組織する議会懇談会実行委員会が企画を行い実施する方式とした。

議会基本条例では、年2回以上の開催を義務付けており、現在は一般住民を対象とした「一般懇談会」、常任委員会ごとに年間の重点調査テーマに関連する団体や住民と懇談する「団体懇談会」、後述する「柴田高校との懇談会」の3つを毎年開催している。

一般懇談会に関しては、住民に身近かつ議会としても取り組むべき課題を「懇談テーマ」に取り上げて開催しており、様々な世代の住民が参加しやすいよう、テーマに応じ休日・夜間等に開催日時を設定したり、臨時託児所の設置や手話通訳の派遣等を可能としている。

また、話し合いにはワークショップの手法を取り入れ、参加者がより気軽にかつ多くの意見が出しやすい雰囲気づくりを心掛けている。

2 公開議員研修会

平成20年度から、議員の資質向上を図る目的で、有識者等を講師に招いた「公開議員研修会」を開催している。公開議員研修会には、町民や役場職員、また近隣市町議会議員などに広く参加を呼びかけ、議員が多くの方々と学ぶ機会としており、これまで24回開催し、のべ1500人近い参加を得ている。

公開議員研修会のテーマは、その後に開催する一般懇談会の懇談テーマと統一しており、テーマに関して議員と住民が事前知識、情報を得ることができ、一般懇談会の議論の活性化につながっている。

3 高校生との懇談会

選挙権年齢が18歳へ引き下げられた平成28年度から、若者の政治への関心を高める目的で、町内唯一の高等学校である柴田高校との懇談会を毎年開催している。

活発で前向きな意見交換を行うためにワールドカフェ方式を取り入れて実施しており、平成30年度からは議員自らがファシリテーターとなり実施している。また、ワールドカフェの「問い」については、「自分の住む地域」や「20年後の自分や地域の将来」などについて考える内容にしており、高校生に政治や議会への関心を持たせるだけでなく、地域の未来や自分の将来について考えてもらう貴重な機会になっている。

令和元年度は、懇談会で出された意見をより深く検討し、行動へ結びつけるために、懇談会後も数名の生徒と議員が継続して話し合う場を設定し、「高校生の地域での活躍の場」や「町及び議会の活性化策」を話し合った。

4 議会広報の取り組み

平成23年度から、議会だよりを編集する議会広報委員会を常任委員会化し

ている。毎年4回発行する広報（柴田町議会だより）については、企画、写真撮影、記事の作成、校正に至るまで、全ての工程に委員が関わり作成に当たっている。なお、「柴田町議会だより」は宮城県町村議会広報選考会において平成27年度から5年連続で表彰を受けている。

5 一般に広く普及しているツールを活用した情報発信

議会情報の発信においては、住民がより情報を身近に感じ、手軽に取得しやすくするため、できる限り一般に広く普及しているツールを活用するよう心がけている。ホームページに掲載する議会行事等のスケジュールは平成27年度からグーグルカレンダーを活用。平成29年度からはYouTubeを活用した本会議の中継を開始している。また、令和2年度からは議会公式フェイスブックの運用を始めた。

（事績3）地域活性化のため特別な取り組みをした議会

1 災害時等の議会の取り組み

東日本大震災時の経験をもとに、災害等が発生した際の議会の行動基準を定める「柴田町議会災害対策本部設置要綱」及び「柴田町議会災害対策行動マニュアル」を平成26年2月に定め、町の災害対策本部が設置されるような災害が発生した場合には、町災害対策本部を支援、協力するため、議会として独自に議会災害対策本部を設置することとしている。

令和元年台風19号の発生時には、議会災害対策行動マニュアルに基づき、町内に避難指示が発令される前段階で、速やかに電子メール等による議員安否確認を実施。発災後は速やかに議会災害対策本部を設置し、各議員が収集した町内の被害状況などの情報は議会災害対策本部へ集め、議長、副議長、議会運営委員会委員長が協議、分類したうえで、緊急対応が必要な情報を町災害対策本部へ提供した。

また、3つの常任委員会が分野ごとに被災現場や対応状況の調査を行い、新

年度に復旧・復興に向けた予算措置が必要な項目及び今後の防災のため対応が必要な項目等を調査結果としてまとめ、提言を行った。

新型コロナウイルスに関する取り組みとしては、政府の緊急事態宣言を受け、議会運営委員会及び議員全員協議会において、3密を避けるなどの「議会における新型コロナウイルス感染症防止策」を決定。防止策の一環として、議会災害対策本部設置要綱を準用して、柴田町議会新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置した。

議会新型コロナウイルス感染症対策本部では、台風19号時と同様に、各議員が収集した情報を集め、議長、副議長、議会運営委員会委員長が協議、分類したうえで、緊急性の高い情報を町の感染症対策本部へ提供した。

また、本部では、新型コロナウイルス感染症対策に関し、議会全体で話し合うべき事項を議員から収集。寄せられた意見をもとに、議員全員協議会において議員間討議を実施。議員全員が合意できる要望事項を取りまとめ、「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」として町長へ提出した。

あわせて、議会基本条例及び議会会議規則について、新型コロナウイルス感染症のような感染症のまん延などの緊急時においても、議会機能を的確に維持できるよう、情報通信技術を積極的に活用することなどを明文化する改正を行った。

山形県庄内町議会

(事績3) 地域活性化のため特別な取り組みをした議会

庄内町議会議員のなり手不足解消について

庄内町議会は、町民の負託に応え、町民福祉の向上と町政の発展に寄与するため、平成20年に議会基本条例を制定。二元代表制のもと、議会、議員の活動原則及び責務等を定め、議会としての役割を明らかにし、町民に信頼され、より存在感のある議会を築こうと、議会の活性化と町民に開かれた議会づくりとして、町民と語る会の開催や常任委員会活動にも重きを置き活動している。全国町村議会議長会が統一基準で実施した議員の年間活動日数としては、山形県では最多となっていることや、会議は委員会も含め全て公開することとしており、情報公開に耐え得る議会運営に努めるとともに、常に町民の衆目を集めていることを自覚した議員活動を目指してきたが、平成30年6月の庄内町町議会選挙において、平成以降補欠選挙を除く山形県内市町村議会初の定数割れとなる予想だにできなかった選挙結果を、重く受け止めなければならない背景があり、議員だけでなく、町民と共に、議員なり手不足解消に向け、大きな二つの特徴をもって取り組むこととした。

(1) 定例会での独自の参考人招致

町民が議会の仕事や雰囲気を経験し、議員という仕事に興味を持ってもらい、議会への関心を高めてもらおうと、定例会の予算・決算特別委員会において、専門的な知識等を有する方より意見等を伺う参考人招致を行い、町民の直接的な議会への参画を実現し、できる限り多くの参考人を議会に呼び、予算・決算並びに政策課題等に対し意見を述べていただく機会として設定した。

ア 令和元年9月 決算特別委員会

区分	所管委員会	参考人氏名	テーマ
9/10	産業建設常任委員会	佐藤一彦	農業振興について
〃	〃	竹嶋 碧	地域おこしと観光振興について
9/11	総務文教厚生常任委員会	佐藤道子	芸術・文化振興について

〃	〃	小林洋平	幼児・学校教育について
---	---	------	-------------

イ 令和2年3月 予算特別委員会

区分	所管委員会	参考人氏名	テーマ
3/10	総務文教厚生常任委員会	長南佳佑	鳥獣駆除と観光振興について
〃	〃	富樫俊子	福祉厚生について
3/12	産業建設常任委員会	渡部菜穂子	まちづくり（人口減少・巡回バス）について

(2) 庄内町議会議員なり手不足解消検討会議

庄内町議会議員のなり手不足解消に向け、議会議員のあり方、課題等について意見を聴取し検討するため、庄内町議会議員なり手不足解消検討会議を設置し、公募等の町民の方々と対等に協議する検討会議を立ち上げた。

(ア) キックオフイベント（令和元年10月30日 庄内町響ホール 小ホール）

検討会議開催に先立ち、検討会議アドバイザーである東北公益文学部小野英一准教授、新潟県立大学国際地域学部田口一博准教授の両氏より「キックオフイベント」として、議会と住民参加、なり手問題の検討の方向について、それぞれ異なった角度から議員なり手不足解消についての考え方を提案いただき、町民の意見を聴き話し合った。

(イ) 議員なり手不足 / 一緒に考えてみませんか：経過報告会

（令和2年2月19日 庄内町響ホール 小ホール）

検討会議において「自分が立候補するとしたら」というテーマで、2班に分かれワークショップを行い、そこで話し合われた内容を、町民代表の委員が発表。その後、参加した町民と、議員になりたいと思える環境の構築に向けて活発な議論を交わした。

「庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会」設置等の経過

年 月 日	会議等の状況	主な内容等
平成30年6月24日	庄内町議会議員選挙	・定員16名に対し15名の立候補者
平成30年7月9日	臨時会（初議会）	

平成 30 年 9 月 27 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 月定例会の検証 ・ 議会改革調査特別委員会(仮称)の設置について ・ 町民と語る会(手法の変更)
平成 30 年 10 月 19 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会改革調査特別委員会(仮称)の設置について (なり手不足解消調査)
平成 30 年 10 月 26 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政視察(北海道浦幌町議会) ・ 会議時間の見直し(会議規則改正) ・ 標記特別委員会の設置概要(検討)
平成 30 年 11 月 5 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標記特別委員会の設置概要(概要確認と予算要求)
平成 30 年 11 月 14 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別委員会設置概要 ・ 会議時間の見直し(会議規則改正)
平成 30 年 12 月 26 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 月定例会の検証 ・ 標記特別委員会の設置概要の見直し (アドバイザー、参考人招致等)
平成 31 年 1 月 16 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標記特別委員会設置概要の確認 (検討会議、予算要求等)
年 月 日	会議等の状況	主な内容等
平成 31 年 1 月 22 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別委員会設置概要見直しの経過 ・ 会議時間の見直し(会議規則改正)
平成 31 年 2 月 8 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標記特別委員会設置概要の確認 (アドバイザー、参考人招致等)
平成 31 年 2 月 19 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別委員会の設置について ・ 会議規則の一部改正(会議時間)
平成 31 年 2 月 25 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習会：新潟県立大学 田口准教授 (議員なり手不足の現状と対策)

平成 31 年 2 月 26 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会委員の選任について ・会議規則の一部改正(会議時間) ・標記特別委員会設置概要の確認 (アドバイザー、参考人招致等)
平成 31 年 3 月 5 日	3月議会定例会 ①庄内町議会議員なり 手不足解消調査特別 委員会の設置 ②同特別委員会委員の 選任 第 1 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員定数：6 人 ・調査期間：令和 2 年 6 月定例会まで
平成 31 年 3 月 18 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選任 委員長：石川保 副：上野幸美
平成 31 年 3 月 28 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議運における議員なり手不足解消のため の検討状況(参考人制度の活用)
平成 31 年 4 月 18 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・3月定例会の検証 ・議員なり手不足解消調査の進め方 (参考人招致、検討会議設置要綱等)
平成 31 年 4 月 25 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員なり手不足解消調査の進め方 (参考人招致、検討会議設置要綱等)
平成 31 年 4 月 25 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人招致に係る具体的な取り組み (参考人招致の実施にあたって)
令和元年 6 月 3 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人招致に係る具体的手法の検討 ・行政視察(長野県/軽井沢町・飯綱町)
令和元年 6 月 25 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・6 定例会の検証 ・参考人招致について (具体的手法、スケジュール等)
年 月 日	会議等の状況	主な内容等
	第 2 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人招致について

令和元年 7 月 16 日	議会運営委員会	<p>(手法、スケジュール、候補者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会議設置要綱案について (検討項目、アドバイザーの役割等) ・ 参考人招致について (参考人候補者の確認等)
令和元年 7 月 22 日	第 3 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ なり手不足解消に係る検討状況の確認 (検討会議スケジュール、参考人リストアップ、検討会議委員の選任と公募枠の確認等)
令和元年 7 月 30 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考人招致について ・ 検討会議設置要綱案について
令和元年 8 月 22 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考人招致について ・ なり手不足解消に係る検討状況
令和元年 9 月 4 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考人招致について (出席要請、意見聴取内容等)
令和元年 8 月 26 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考人招致について (出席要請等の最終確認等)
令和元年 9 月 26 日	第 4 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ キックオフイベントについて ・ アンケート、外部委員の確保
令和元年 10 月 29 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月定例会参考人招致候補者について ・ キックオフイベント等の進捗報告
令和元年 11 月 22 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ キックオフイベント並びになり手不足解消検討会議 (10/30) について
令和元年 10 月 30 日	「議員なり手不足解消 検討会議」 キックオフイベント (響	<ul style="list-style-type: none"> ・ アドバイザー 2 名 (公益大/小野准教授、新潟県立大/田口准教授) ・ 一般町民等との意見交換会

令和元年 12 月 23 日	ホール) 第 1 回検討会議 (イベント終了後) 第 3 回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付、自己紹介 ・ 会長及び職務代理の選出 ・ 議会活動のあり方 ・ 自治の担い手
年 月 日	会議等の状況	主な内容等
令和 2 年 1 月 20 日	第 5 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会議の進め方 (ワークショップ形式による意見集約)
令和 2 年 1 月 22 日	第 4 回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治の担い手をどうするか (ワークショップ形式による意見集約)
令和 2 年 1 月 24 日	第 6 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会議経過報告会について (報告会の進め方、委員会調査報告書)
令和 2 年 1 月 28 日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考人招致について (予算特別委員会での候補者選定)
令和 2 年 2 月 6 日	第 5 回検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新年度等の日程調整 ・ 経過報告会事前打ち合わせ
令和 2 年 2 月 19 日	「議員なり手不足解消 検討会議」 経過報告会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部委員による経過報告 ・ 町民等との意見交換
令和 2 年 2 月 19 日	第 6 回検討会議 (報告会 終了後)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アドバイザーの講評等
令和 2 年 3 月 4 日	第 7 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 3 月 6 日	第 8 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 3 月 11 日	第 9 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 3 月 16 日	第 10 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会調査報告書について

令和 2 年 3 月 17 日	第 7 回検討会議	・ 委員会調査報告書について（特別委員会の「意見」について）
令和 2 年 3 月 24 日	第 11 回特別委員会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 3 月 30 日	第 8 回検討会議	・ 委員会調査報告書について（特別委員会の「意見」について）
令和 2 年 4 月 8 日	第 12 回特別委員会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 4 月 16 日	全員協議会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 4 月 24 日	第 9 回検討会議	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 4 月 30 日	第 13 回特別委員会	・ 委員会調査報告書について
年 月 日	会議等の状況	主な内容等
令和 2 年 5 月 8 日	全員協議会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 5 月 13 日	第 10 回検討会議	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 5 月 19 日	第 14 回特別委員会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 5 月 22 日	全員協議会	・ 委員会調査報告書について
令和 2 年 5 月 26 日	第 15 回特別委員会	・ 委員会調査報告書について

福島県大玉村議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1. 議会基本条例の制定

地方分権一括法が施行され、自己決定、自己責任の「地方主権」時代が本格化し、住民を代表する議会の役割は飛躍的に高まった。そのような状況の中、社会情勢の著しい変化と住民の価値観の多様化に伴い、行政が複雑化、高度化する中で、議会はその運営の適正化とより一層の機能充実を図るため、平成19年12月定例会で設置した議会活性化特別委員会が中心となり議員が主体的に検討を重ね、平成20年9月定例会において議会基本条例を制定した。

2. 予算・決算審査特別委員会

平成27年3月定例会より予算審査特別委員会、9月定例会より決算審査特別委員会を設置し、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の委員を構成とする分科会に分かれて審査を行い、監視や評価の強化に努め、行政運営の課題を把握し所管事務調査につないでいる。

3. 所管事務調査等

平成28年から9月定例会で常任委員会が閉会中の継続調査申出をした項目について、10月に所管事務調査を行い、12月定例会や議会だよりで報告している。

また、多様化する社会経済等の変化と、直面する行政課題の調査研究を目的に、委員会の研修を実施するとともに、県町村議会議長会主催の各種研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努めている。

4. 議会活性化検討会

平成19年12月に議会活性化特別委員会を設置し、議会のあり方や活性化対策についての検討を行い、内容の濃い審議や議論を行うため平成20年3月定例会より一般質問に一問一答方式を導入し、質問時間は30分以内（答弁時間は含まず）としている。

さらに、令和元年12月に議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員

長で構成する議会活性化検討会を立ち上げた。同年の議会議員選挙が無投票となったことを真摯に受け止め、村民に顔の見える議会づくりに取り組んでいる。具体的には、議員の自己研さんと資質の向上のための「議員勉強会」の企画や開催、平成27年以来開催していない「村民の声を聴く会」の開催に向けての検討や準備を進めている。今後は、村民や初当選議員にも議会の活動をわかりやすくするために政策サイクルの見える化を図り、行政監視から政策提案につなげるように調査研究をしている。

(事績2) 住民に開かれた議会

1. 議会だよりの充実

「議会だよりおおたま」は、6名の議員で構成する議会広報編集特別委員会が中心となり、企画や編集を行っている。表紙の写真撮影はもちろん、最終ページには、村の重点事業である「健康長寿」をテーマとして、議員が各種団体の皆さんに健康の秘訣などを取材する「目指せ！！健康長寿日本一おおたま」という企画を編集し、掲載している。議員が村民から直接聞き取りをすることで、議員自らが携わっていることを知ってもらう機会ともなっている。また、身近な村民の姿や声を掲載することで、議会だよりへの親しみを感じ、議会活動の必要性を認識してもらうことに寄与している。

主体的な議会広報編集特別委員会の活動により、少しずつではあるが、議会の活動が村民に見える機会となっている。

福島県檜葉町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 東日本大震災からの復興

当町は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示を経験している。避難した町民の多くは県内の市町村へ避難したが、遠くは北海道や沖縄へ避難した町民もいた。そのような中で二元代表制を執る議会としての機能を最大限に発揮し、“新生ならば”を実現するための復興計画立ち上げにも積極的に参画するなど町と議会が両輪となって復興を進めてきた。避難指示は4年5カ月に及び、平成27年9月5日避難指示解除が国から発出され、現在町には復興の足音が着実に聞こえてきている。

平成29年度には町内にこども園、小学校・中学校が再開。現在では帰町した町民も約4,000人と震災前の人口の6割を超え、徐々にではあるが着実に復興計画の成果が出てきている。

さらに当議会では震災以降新たに「東日本大震災特別調査委員会」を立ち上げ、常任委員会での調査を所管に関わらず全議員が一堂に調査する機会を設け、復興に少しの足踏みも起こらないように全議員が共通の情報を常に把握・協議できる体制を構築している。

(2) 檜葉町議会基本条例

近年地方分権が急速に進展し、地方自治体の自己決定、自己責任及び自己負担の範囲が拡大している。そのような中、二元代表制の一翼を担う機関として町民の意思を町政に的確に反映させ、最良の意思を導くために平成26年には最高規範として檜葉町議会基本条例を策定し、弛まぬ議会活動に励んでいる。

(3) 議員定数の削減

東日本大震災以降、当町においても特に顕著となっている問題が、議員の担い手不足である。民主的にして能率的な行政の確保と多様な民意の反映を図ることを踏まえた上で、当町では近年2度の議員定数削減を実施しており、平成24年9月定例会では定数14人から12人に、平成30年12月定例会では12人から11人としている。またその際には、「議会議員定数に関する調査

特別委員会」を議員発議により立ち上げ議員全員がそれに参加することにより、活発な議論が展開され定数削減を実施している。

(事績 2) 住民に開かれた議会

(1) 町民との橋渡し

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による避難を余儀なくされた町民は、長きにわたる避難生活により、町内に住居を持ちながらも避難先へ住居を構える“2地域居住”となっている町民も少なくない。そのような町民の多くは、議会や行政との距離が遠くなってしまいう例が多く見受けられる。当議会においては、少しでもこのような状況の改善を図り、“帰ってきたくなる町”“住みやすい町”の実現に向け、震災の年（2011年）から町民と議会との意見交換会を実施し、避難してから帰町まで町民の意見を聞き続け、町民と町のパイプ役としての役割を担っている。避難指示が解除されてから5年の経過となるが、現在も町民との意見交換会を継続している。

(2) 本当に開かれた議会

また、近年は高齢化が進み議場に来ることのできない町民も多いことや、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、Youtube を利用したストリーミング配信を実施し、一般質問のみに限らず、定例会開議中の全ての日程をリアルタイムに配信している。

(3) 未来への種まき

未来の檜葉町議員を育てることや、子どもの時から議会に慣れ親しむことで、将来の町を託す人材の育成につながることを目的として、町内での学校再開に合わせ平成29年から小学校6年生を対象とした“子ども議会”を再開。議長から議員までを子ども達が担当し、町長をはじめとした町執行部に対して子ども達ならではの意見が町に寄せられている。

(4) 議会報

総務環境常任委員会委員長が中心となり、年に4回議会報ならはを作成して

おり、最新号（令和2年9月5日発行）で187号を迎える。議会をよく知ってもらえるように、まずは議会報を手にとってもらうことを考え、表紙は親しみやすい“子ども”や“風景”などを使用することとしている。また、内容については議案等に対する賛否等（議員の氏名入り）を掲載するなどして、議会活動がより分かりやすいものになるように工夫をしながら、その時々的情勢に合わせて柔軟に内容を変更するなど考慮し発行している。

（事績3）地域活性化のため特別な取り組みをした議会

（1）天神岬スポーツ公園

町には「天神岬スポーツ公園」という夏には音楽イベントの開催や、宿泊・キャンプ施設をはじめ、天然温泉浴場も利用できるなど、老若男女が楽しめる太平洋が一望できる公園が整備されている。東日本大震災以降、人口流出を防ぎ、その公園を有効に活用しながら交流人口を定住人口へとつないでいくという議論の高まりから、当議会では「天神岬スポーツ公園を核とする交流人口拡大に関する調査特別委員会」を議員発議により設置。現在（令和2年10月1日現在）までで、延べ10回の視察研修や打ち合わせを実施し、町への提言に向けた議論を展開している。

（2）意見書の提出

福島県内では現在、東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質トリチウムを含む処理水（以下、「処理水」という。）の処分方法に関する議論が活発に行われている。

福島第二原子力発電所の立地する当町においても風評被害や健康被害などの不安から、町民の意識も高まっているところである。

令和2年9月議会定例会では、委員会発議により国に対し、地域住民の理解を得ながら国の責任において早急に処分方針を決定するように要望する意見書が、賛成全員により可決され国に対し提出された。福島県内でも多くの市町村が意見書を提出しているが、一概に放出反対ではなく、処理水を保管する町のことにも念頭に置いた意見書の提出であったことが、当町をはじめとした双葉地域の議論活性化に寄与したと考える。

栃木県壬生町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

○予算執行等の監視機能

予算及び決算については、3つの常任委員会（総務常任委員会、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会）においてそれぞれの所管事項の委託を受け審議を行っている。

9月の決算委員会及び3月の予算委員会で所属以外の各常任委員会を傍聴することを平成25年11月の議会運営委員会で決定し、各議員が傍聴を行っている。これにより所属以外の分野の知識を深めることができ、審査の過程で出た意見等を政策立案に活かすなど、監視機能の強化に努めている。

○課題施策の調査研究及び議員の資質向上に向けた取組み

3常任委員会及び議会運営委員会、広報特別委員会等では、町で課題とされていることや議会改革に係ることなど、毎年テーマを定めて、行政課題に対応した先進自治体等への視察を行い、政策づくり等に反映できるよう調査研究を実施している。

各常任委員会ではその時々々の行政課題に合ったテーマを定めて所管事務に関する継続調査を行い、町事務事業の取り組み状況など所管事項の進捗確認や調査研究を行っている。

県町村議会議長会で定期的開催される研修会にはほとんどの議員が参加しており、各議員が資質向上に向けて積極的に取り組んでいる。

また、町では新庁舎の建設工事に着工したところであり令和4年の完成を予定しているが、議会としては平成29年9月に全議員からなる壬生町議会庁舎建設特別委員会を設置し、新庁舎の建設に向けて先進自治体の視察を行うなど調査研究を重ねてきた。平成30年5月と9月には提言書及び意見書、令和元年8月には基本設計（案）に対する意見並びに要望書を、令和2年4月には建設工事施工に向けての意見並びに要望書を提出し、議会としての総括的な意見・要望等を町に対し示した。

現在は、自然災害や感染症等による非常時にも議会として対応ができることを目指し、ICT化についての調査研究を進めているところである。

(事績 2) 住民に開かれた議会

○議会広報の取組み

議会の審議内容や活動内容を分かりやすく町民にお知らせするため、「みぶまち議会だより」を定例会ごとに年4回発行している。(必要に応じて臨時号を発行)

編集・校正は議会広報特別委員会が中心となり、レイアウトや記事作成、表紙を飾る写真の撮影や作品の選定など、必要な作業の割振りを決めて委員が主体的に手掛けている。

編集に当たっては、議会広報編集マニュアルを作成し、編集方針や編集要綱に則って、簡潔に分かりやすく、関心を持って読みたくなるような紙面作りを心がけている。

明るくやわらかい雰囲気を出すため、表紙のデザインや字体、文字色や写真の明度など、細部にまでこだわり、魅力的な紙面となるよう常に研究を重ねている。また、町民の議会に対する思いや意見を掲載するコーナーの作成についても実施に向けて検討しているところである。

定例会後は校了までに委員会を3～4回開催し、構成や発言内容、言い回しなど全委員により厳しくチェックを行う。最終の委員会には正副議長にオブザーバーとして出席を依頼し、労いや忌憚のない意見をいただくことで編集や委員会活動に活かしている。

議会だよりの配布については、11,700部を発行し、町内全戸、町施設などに無料配布している。

また、バックナンバーのデータを町ウェブサイトに掲載し、インターネット上で見られるようにしている。

○情報発信の取組み

定例会の会期日程と一般質問一覧表を掲載したチラシを作成し、町内金融機関や公共施設等に掲示を依頼している。また、同データを町ウェブサイトで公開している他、マスコミに情報提供を行っている。

会議録は町ウェブサイトから検索システムを利用して簡易に検索・閲覧できるようにしている。

町ウェブサイト上では議長交際費の執行状況を公開しており、毎月更新を行

っている。

政務活動費については、毎年議会だよりに交付金額、項目ごとの支出額を掲載し公開している。

(事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

○災害対策等の取組み

令和元年10月に発生した台風19号による被災に関して、壬生町議会災害対策本部設置要領に基づき議会災害対策本部を招集、直ちに現地確認・調査を行い、町及び県に対し早期対応への要望書を提出した。

また、今般のコロナ禍においては、令和2年4月に町に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書を提出した。

令和2年6月議会には、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による影響が町民生活、事業者等に広く及んでいることから、議長、副議長及び議員の報酬月額を減額し対策事業に充てられるよう、「議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」を議員発議により制定した。

群馬県片品村議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 議員の資質向上に向けた取り組み

片品村議会では、議員の資質向上に向けた取り組みとして、群馬県町村議会議長会及び利根郡町村議会議長会主催の議員研修等へ積極的に参加しているところである。また、各議員がその他団体主催の研修等へ自主参加できるよう負担金等の予算を計上している。

(2) 他自治体との意見交換会等の実施

本村は尾瀬国立公園や日光国立公園への誘客等、他県近隣市村と関係しあう事業があることから、関連自治体市村議会との意見交換会や研修会を実施している。各事業や行政課題における各議会間での情報交換・共有を図り、連携強化や事業への反映につなげている。

(3) 行政課題に対応した行政視察の実施

各行政課題の対応を検討するため、総務文教常任委員会及び観光産業常任委員会の2つの委員会が先進地への行政視察を毎年実施しているところである。平成30年は移住定住政策や観光振興策、令和元年は自治体の地方創生への取り組みや鳥獣害防止対策、ジビエの活用など地方自治体に直面する課題に対する行政視察を実施している。また、令和元年9月定例議会において設置した議会改革特別委員会の行政視察を11月に実施し、先進自治体が住民に信頼される議会をめざして宣言した目標や取り組みの実施方法を視察した。

(事績2) 住民に開かれた議会

(1) 総務文教常任委員会及び観光産業常任委員会における管内視察の実施

片品村議会総務文教常任委員会及び観光産業常任委員会では各委員会の編成年に管内の公共施設や教育施設などの視察調査を行い、現場での課題や要望の把握に努めている。管内視察では村執行部や教育委員会も参加し、互いに情

報共有を図ることで、円滑な問題解決につなげている。

(2) 村内各行政区代表者との懇談会の実施

片品村議会では片品村内の8行政区代表者と各行政区の課題の対応や要望の把握を検討するため毎年議員全員と懇談会を実施している。懇談会には村執行部も参加し、互いに情報共有を図ることで、円滑な問題解決につなげている。また、今年度からは12月定例会会期中に各行政区の要望箇所の現地視察を実施予定である。

(3) 片品村立片品中学校生参加による中学生議会の実施

片品村の将来を担う中学生が議会の模擬体験を通じて、村民生活と行政との関わりや、村が直面するさまざまな課題について考えてもらうためや、平成28年の公職選挙法改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、本村議会では議会の役割及び地方自治や民主主義の仕組み、さらには村の取り組みについて学習することを目的に中学生議会を実施している。平成28年11月に第1回議会を実施し、令和元年11月で4回目の実施となった。現在では、当村議会議員が地元中学生の意見や考えを直接聞くことができる貴重な場として大切な役割を果たしている。今後は更なる発展を目指し、内容や方法の再検討を実施していく考えである。

(4) 議会改革特別委員会の設置

片品村議会は令和元年12月定例議会において「議会改革特別委員会」設置の議員発議があり、「村民に開かれた議会」「政策の立案や提言を行う議会」「行政の監視及び評価を行う議会」を3つの柱として、これらの機能の充実を図ることを目的に設置した。この果たすべき役割と目的を達成するために、議論・討論を重ねて実現していく考えである。令和元年度の特別委員会の実績としては、議会基本条例の制定（反問権実施要綱、災害対策設置要綱も制定）及び定例議会動画（録画）のインターネット配信を3月定例議会から開始したことが主なものである。

(事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

(1) 災害発生時の災害対策室設置要綱及び災害時議員行動マニュアルの整備

近年、地震や台風、集中豪雨などの大規模災害が全国各地で発生している状況にある。令和2年度に発生した「令和2年7月豪雨」は、7月上旬から下旬にかけて九州を中心に記録的な大雨となり、82名の犠牲者を出すなど、広範囲で大きな被害に襲われ、本村でもいつ、そのような状況に見舞われるか心配しているところである。本村議会では令和元年度までは災害発生時の対応等について要綱やマニュアル等がなく、実際の災害時に戸惑う議員も少なくなかった。これらのことから、令和2年3月定例議会において議員発議で制定した片品村議会基本条例と同時に、片品村議会災害対策室設置要綱及び災害時議員行動マニュアルを整備した。

これにより今後は、議会としての行動基準が明確になり、災害時に村をバックアップできるような体制になった。

(2) 村内全世帯へのアンケート調査実施

片品村議会では、村民にわかりやすく、尚一層の開かれた議会づくりや、より良い議会運営に反映させるため、村内の全世帯1,500軒に対して配布数1,500枚のアンケート調査を令和2年7月から8月にかけて実施した。質問の項目は大きく分けて「議会に関すること」と「村づくりに関すること」の2項目で、細かい設問が13問の構成になっており、村民の方々が答えやすい内容になるよう議員全員で協議、検討した。有効回収数が645枚、有効回収率は43%であり、多くの村民の方々の意見を聞くことができた。また、設問の中に自由回答欄を設けたところ、数多くの意見や要望、提案をいただき、今後の議会運営や村づくりに大いに役立つもので、実施について意義があったことを感じた。

現在、回答内容の分析を行っており、結果報告を後日発行の議会広報でお知らせする予定で準備を進めている。

東京都神津島村議会

(事績 2) 住民に開かれた議会

・神津島村 CATV(自主放送)による議会情報公開

住民に開かれた議会を目指し、神津島村 CATV(自主放送)において、村の重要な課題は何かを村民に知っていただき、情報の公開と共有を図り、開かれた議会づくりを進めています。

自主放送テレビは、ご覧いただくための難しい操作はなく、村民が誰でも視聴することが可能です。

議会に関心のなかった村民や、関心はあったが議場に足を運べなかった村民の方に行政や議会への関心を高めることができます。

・高校生の議会傍聴

神津島の次世代を担う高校生に、社会教育の一環として議会傍聴を受け入れています。

選挙権年齢が18歳以上となり、高校生に政治や地方行政、選挙への関心を高めてもらうため、議会傍聴を受け入れています。

(事績 3) 地域活性化のため特別な取り組みをした議会

・神津島村 星空保護区の認定

神津島村では、国際的な認定制度である星空保護区の申請を東京都の区市町村では初めて行います。

星空保護区の申請に向け、神津島村星空公園条例、神津島村の美しい星空を守る光害防止条例の制定・施行。夜空が暗いことのほか、屋外照明が一定の基準を満たしていること、夜空を体験できるツアーを実施することなどの要件がある。村内の街灯・防犯灯を改変し、2020年3月末までには全ての街灯・防犯灯が改変されます。

都心から約180キロ南の神津島は、海水浴やダイビングだけでなく、美しい星空を観光資源として見どころの紹介冊子を作成。

また、村民皆様にご賛同頂くため、住民理解に向けた講演会及び神津島村CATV（自主放送）での事業説明などを実施しています。

星空保護区の趣旨である「光害」の抑制に取り組み、村民を対象とした星空観測会や星空ガイド養成を通じて、村民の光害抑制に対する気運醸成を行い、「必要以上の光」が人々の暮らしから、最小限に抑えられるようにしてきます。

自然環境問題等について、学ぶ場づくりや、世界に向けた情報発信をより一層進めて行きます。

富山県舟橋村議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

本村は、平成に入り直営の住宅地造成を行うなど人口増加対策に着手。富山市中心部への高い利便性等から、子育て世帯を中心とした人口流入が続き、ベッドタウンとして発展。約20年間で人口が倍増(1500人→3000人)した。

またこの間、村の玄関口である富山地方鉄道越中舟橋駅周辺の整備や、ハード・ソフト両面における福祉環境や教育環境の整備、消防の常備化による安全・安心なまちづくりなどが積極的に行われるなど、ダイナミックな発展を遂げてきた。

一方で、村民の半数以上が、村外出身者となったことにより、地域や行政に対する関心の希薄化や、地域コミュニティに対する地域間格差などが問題化。また人口の伸びも鈍化傾向となるなど、新たな課題に直面しているところである。このような中、本村議会では昨年4月の統一地方選挙において、村政への関心・機運の高まりから12年ぶりとなる選挙戦が行われ、3人の新人議員が誕生し、「令和」のスタートとともに新体制が発足した。

・勉強会の開催

概ね月1回、全議員が参加する勉強会を開催している。地方議会を取り巻く環境が大きく変化する中、「開かれた議会に向けた取組み」を毎回メインテーマとし、議員同士の活発な意見が交わされている。また、主として本村が抱える行政課題も議題に取り上げており、昨年村内で唯一の診療所が閉鎖したことによる、今後の村の医療体制をテーマとした際には、医療機関誘致に係る在宅医療の充実化や、地域交通網整備の重要性、予防接種助成エリアを村民の利用が多い富山市内の医療機関へ拡大すること等について活発な議論が交わされた。この他、各議員の当選回数にバラつきがあることから、一般質問に対する取組姿勢等についても議員必携の通読等をおし、議会全体で資質向上を目指すことなども議論しており、今後も議会全体で議会改革等に向けた検討が進める予定である。

・地方創生事業

本村では、平成27年に安定的な子育て世帯流入による人口増加と、共助に重点を置いた地域づくりを同時に目指す、「子育て共助のまちづくり」を地方創生事業の柱に位置付けた。これに伴い、本村議会では同年「地方創生特別委員会」を設置することとした。

本事業は、施設整備事業のほか、公園施設等での PPP/PFI の実践、ビッグデータの活用、スマートフォン向け子育てアプリの開発など、内容が多岐にわたる等、複雑化・多様化していることから、その都度村当局との間で重要事項について活発な協議を重ねている。事業開始から5年目を迎えた昨年度には、子育てアプリを開発運営している事業者との意見交換や子育てイベントの現場視察を重ねる等、精力的な活動を行っている。

また、本村の地方創生事業の中核を成し、昨年10月に入居を開始した「子育て支援賃貸住宅（リラフォートふなはし）」の建設にあたっては、着工から竣工までの過程や家賃設定、既存コミュニティとの調和などについて一貫して議会の意思を反映させており、完成後には入居者との意見交換なども行い、事業効果の検証に取り組んでいる。また、事業運営上の課題については、改善点等を村当局に提案するなど、活発な議論へと発展しているところである。この他、地方創生に関する国や県の動向についても的確に捉え、村政に反映させることが必要であるとの観点から、富山県の所管部長を講師に迎えた勉強会も定期的に開催している。

なお、本村の地方創生の取組みは、全国紙等でも大きく取上げられ、昨年度は全国各地から13議会が視察に訪れるなど、大きな注目を集めている。

(事績2) 住民に開かれた議会

・議会の傍聴について

本村議会では、かねてから議会の傍聴者を増やす取組みを実施しており、議会だよりやホームページ、A0規格のポスターを活用した周知などを行っている。また、これらの周知に加え、各議員の一般質問の充実等から傍聴者数が増加傾向にあり、令和元年度12月定例会の一般質問時には20名を超える傍聴があった。

・乳幼児の傍聴制限の廃止

本村の子育て施策に対しては、住民の中でも特に子育て世帯の関心が高く、上記の一般質問時には多くの母子が傍聴に訪れた。当時の傍聴規則では、乳幼児及び児童の傍聴に対し制限を行っていたが、「本村の次代を担う子育て世代に、議会への関心を高めてもらうことは大変重要であり、議会の責務でもある。」ことを痛感し、該当条文を削除した。

・インターネット中継の開始

平成29年9月定例会より、村ホームページで本会議のインターネット中継を実施している。中継した映像は録画し、後日ホームページで定例会別や議員別に閲覧できる仕様となっている。また、本会議の会議録についても定例会別や議員別で掲載しており、分かりやすい公開に努めている。

・充実した議会広報

議会広報誌を年4回全面カラー刷りで発行。通刊29号を迎えた。村内に全戸配布するとともに公共施設にも配布している。特筆すべき点としては、広報コンクールで入賞している議会だより等を参考に、分かりやすいレイアウトや難解な行政用語などを一般的な用語に置き換えて編集するなど、見やすくわかりやすい紙面づくりを心掛けている。また毎号、村政の動きや課題などを特集として掲載。中学生の活躍や地方創生の取組み、水防法改正により刷新された洪水ハザードマップ等を取り上げた。この他の特徴は、編纂委員が各定例会に提出された議案を村民に分かりやすく説明するコーナーがあり、住民生活に直結する議案については、より丁寧な説明内容とするため、委員同士で活発な意見を交わして作成していることや、QRコードを掲載しスマートフォンやタブレットから村ホームページの関連情報に誘導し、詳しい内容が検索できるようにしていることである。

・地域活動団体との懇話会

開かれた議会への取組みの一環として、昨年度は村防犯協会及び村老人クラブ連合会との意見交換を実施した。テーマを「村の防犯体制」として実施したところ、各団体が行っている通学路の見守りや高齢者宅への見守り体制について様々な意見が議会に届けられるなど、充実した懇話会となった。この懇話会の内

容は先述した議員勉強会へフィードバックされ、地域活動団体の活性化に向けた対策等が話し合われる仕組みとなっており、今後も定期的に様々な団体との間で開催される予定となっている。

なお、参加者が議会との意見交換に親しみを持って参加し易くすることを目的に「懇話会」という表記を用いている。

石川県内灘町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1. 通年議会の導入

町的意思を決定し、執行機関を監視する議会は、地方自治における二元代表制の一翼を担う機関であり、議会活動の更なる活性化を図り、その機能を最大限に発揮することを目的に、内灘町議会では、平成26年6月からの試行期間を経て、平成28年1月から通年議会を本格導入した。会期にとらわれず、活発な議論が展開され、災害時の迅速な対応や突発的行政課題への対応も可能になり、監視機能の強化が図られている。

2. タブレット・パソコンの導入

平成26年6月からタブレット・パソコンを導入し、議会の会議で配布される膨大な紙ベースの資料をなくし、資源の低減と経費の削減を図るとともに、各種資料のデータ化によって、過去の資料閲覧が容易にできるようになり、活発な議員活動の円滑化に寄与している。また、執行部の資料作成の負担軽減にもつながっている。さらに、各種会議の開催通知や町執行部からの緊急連絡・行事案内等を速やかに連絡することができるようになった。

自宅にパソコンを持っていない議員も、タブレット・パソコンを使用して、いつでも先進事例等の調査が行えるほか、執行部が作成した各種計画や資料を閲覧することができるため、個々の議会活動にも活用することが可能となっている。

3. 毎月の全員協議会・常任委員会の開催

平成20年4月から、6・9・12・3月の議会定例月を除き、毎月全員協議会を開催している。また、同年7月から各常任委員会も全員協議会の前に開催することとなり、町各種施策や現状などチェック体制機能の充実が図られている。

(事績2) 住民に開かれた議会

内灘町議会は、町民への情報公開と説明責任を果たすため、議会でどのような議論が行われ、決定されたのかを伝えることで、議会の透明性を確保し、議会や町政に対する関心を高めてもらえるよう努めている。

1. 議会だよりの発行

議会の議決結果、委員会審議の内容、議員一般質問など議会の活動を伝えるため「うちなだ議会だより」を年4回発行し、各戸配布している。議会広報対策特別委員会が中心となって、「読んでもらえる広報」を念頭に、手に取って読みたくなるような写真の選定や中学生にも理解できる表現を心掛け、編集に取り組んでいる。また、毎号、町内で活動する団体へのインタビュー記事を掲載し、町民参加型の紙面づくりを行うことで、親しみやすい広報紙となるよう努めている。

2. 議会広報モニターの設置

議会だよりが、町民に対して一方通行にならないようにという方針から、議会広報モニター制度を取り入れ、毎号議会だよりに関する意見や感想をいただき、編集作業や企画の参考としている。また、年に1回、広報委員とモニターが意見交換を行い、直接交流する場を設定している。

3. ホームページ掲載・ケーブルテレビでの議会中継・インターネット録画配信

町ホームページの議会ページにおいて、議会の開催案内、議員一般質問の項目を掲載している。本会議終了後は、インターネット録画配信を行っている。なお、金沢ケーブルテレビで、議員一般質問の模様を生中継し、視聴することができる。

4. 傍聴しやすい環境

議会や委員会の傍聴案内を町広報紙・議会広報紙・ホームページで事前にお知らせをしている。本会議は、受付で住所・氏名・年齢を傍聴券に記入いただければ誰でも傍聴することができます。また、傍聴席への通路は、スロープになっているので、車いすでの入場も可能です。傍聴者には、議事日程や一般質問項目一覧の配布を行っている。

(事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

「明るい元気な町」を目指し、誰もが行きたい街、住みたい街、住み続けたいと思える街の創造に取り組んでいます。

2020年は、新型コロナウイルス感染が全国に急増し、今後の感染拡大が懸念され、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、「緊急事態宣言」を4月に7都道府県に発令した。石川県においても独自の「緊急事態宣言」を出したが、政府は石川県を含む6都道府県を、重点的に感染拡大防止の取組みを進める必要のある「特定警戒都道府県」とした。

こうしたことから、2020年4月24日、内灘町議会としても町民の命と健康、生活を守るため、町の対応と足並みを揃えつつ、新型コロナウイルス対策が充実することを目的として、全議員で構成する「内灘町議員新型コロナウイルス対策本部」を設置した。

1. 議会運営に係る対応について

《本会議》

- ① 議場の出入口及び傍聴席出入口の扉は、可能な限り開放のまま本会議を実施する。
- ② 会議は適宜休憩を入れ、定期的に議場内の窓を開け換気を行う。
- ③ スピーディーな会議の進行に努める。
- ④ 「密閉」、「密集」、「密接」の三密となる状況を避ける。
- ⑤ 当面の間、報道機関以外の本会議傍聴はお断りする。
- ⑥ 感染拡大が見られる状況になれば、開催のあり方について改めて検討する。

《全員協議会・委員会》

- ① 三密となる状況を避けるため、全員協議会は町民ホール、議会運営委員会と総務産業建設常任委員会は全員協議会室、文教福祉常任委員会は他の会議室で行う。
- ② 定期的に会議室の窓を開け換気を行うと共に、扉は可能な限り開放のまま会議を実施する。
- ③ スピーディーな会議の進行に努める。
- ④ 委員会に出席する説明員は、町長、教育長、部長を除き、報告事案等の担当部署ごとに入れ替え制とする。
- ⑤ 会議は適宜休憩を入れる。

- ⑥ 当面の間、報道機関以外の傍聴はお断りする。
- ⑦ ウェブ会議等の導入を推進していくこととし、当面は議会運営委員会での開催を検討していく。

2. 議員活動について

- ① 議員及び議会事務局職員で体調が悪い場合、ただちに事務局に連絡する。
- ② 会議等で役場に登庁する場合、自宅で検温し平熱を確認してから出席する。
- ③ 議員及びその家族に発熱等の症状が見られる場合、ただちに議会事務局に連絡すると共に、本会議や委員会への出席を自粛する。
- ④ 全国的に非常事態宣言が発令されていることから、県外への出張は自粛する。
- ⑤ 集団で飲食を伴う懇親会等の参加を自粛する。
- ⑥ 議員控室においても、接触到気を付ける等感染防止に努める。

3. 行政視察及び行事の実施について

- ① 当面の間、議会運営委員会並びに常任委員会の県外視察研修は見送る。
- ② 他市町からの視察研修は、当面受入はしない。

4. 議員又は議会事務局職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合

- ① 感染防止対策を徹底する。
- ② 会議の日程変更または中止等の対策を講じる。
- ③ その他、必要な措置を講じる。

5. 議員又は議会事務局職員の家族に新型コロナウイルス感染者が発生した場合

- ① 感染防止対策を徹底する。
- ② 家族に感染者がいる議員は登庁しない。(2週間程度の自宅待機)
- ③ 会議の日程変更または中止等の対策を講じる。
- ④ その他、必要な措置を講じる。

6. その他

- ① 職員間の感染防止対策である執務内で勤務する職員のソーシャル・デ

インスタンスの確保について、町職員に準じて議会事務局職員の在宅勤務及び時差出勤等の導入を推進する。

新型コロナウイルス感染拡大を防止すると共に、町民の皆様への地域経済や住民生活を支援するため、緊急支援の実施を求める要望書を議会として町長に提出し、その結果、下記の3つの施策が実施された。

- ① 子育て世帯の負担軽減が図られるよう、18歳以下の全町民に一律1万円を給付する。
- ② 収入が減少し、生活に困窮する低所得者等へ支援策を行う。
- ③ 売り上げが減少した、商工業者への支援策を行う。

長野県山ノ内町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1. 議決事件の追加による政策立案・チェック機能の発揮

基本構想及び基本計画の策定のほか4項目を議会の議決すべき事項に定め、策定段階から政策の立案に関わっている。さらには進捗状況等について常に検証等を行い、チェック機能を発揮している。

2. 決算審査等における監視機能

予算決算審査委員会を平成27年にそれ以前の特別委員会から常任委員会とし、決算審査における議会の権能を強化している。議会として付した審査意見については、対応等の報告を求めており監視機能の強化に努めている。

3. 意見書提出権の活用

町内外を問わず請願はもちろん陳情もすべて受理しており、採択されたものについてはできうる限り意見書として関係機関等に提出している。また、議員提案の意見書についても、平成31年3月議会で「種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書」を提出しており、意見書提出権を積極的に活用している。

4. 議員同士の自由な討議

全員協議会においては、期数や年齢、役職等に関係なく必ず全議員の意見等を聞く場を設け、議員同士の自由な議論が行われるよう工夫している。

また、予算や決算の審査の中で報告書の総括意見や部会意見をまとめる過程において、自由に討議を行っている。

5. 専門分野に関する研修

県や国の町村議会議長会の研修に積極的に参加しており、特に全国議会広報研修会に毎年交代で参加し町議会広報委員会でフィードバックしている。

また、町議会独自で議員のあり方の研修会やコンプライアンス研修会を開催し、議員の資質や専門性の向上に努めている。

6. 事務局職員の専門性向上及び事務局体制強化

県や国の町村議会議長会の事務局研修や全国議会広報研修会に参加し、職員の専門性向上を図っている。

また、決算審査の報告に際し、事務局職員の増員を求める意見を付すなど事務局体制強化に努めている。

(事績2) 住民に開かれた議会

1. 議会報告会の開催

平成19年度から議会報告会を町内5会場で開催している。毎年約200名の参加者があり、議会や議員の活動を知ってもらうことや住民の意見を聴くことなど一定の成果が得られている。一方的な報告会にならないよう毎年内容を改善してきており、パワーポイントを活用したわかりやすい説明や令和元年度は参加者が気軽に発言できるよう少人数の班別意見交換会を設けるなど充実を図っている。

2. 子ども議会の開催

平成28年度から町の将来を担う子どもによるまちづくりの一環として、また議会への関心を高めてもらう機会とするために子ども議会を開催している。

子どもならではの感性での鋭い質問や意見が多く出されており、実現に向けて検討がはじまったものもある。また、議員の活動の刺激にもなっている。

3. 住民への広報活動

議会の日程や一般質問の内容等を行政防災無線やそれを補う手段としてのSUGUメール、議会ホームページにより事前の周知を実施している。

議会ホームページでは、会議録、議会だより、一般質問内容・答弁、議決結果など掲載し、議会の情報を積極的に住民に周知するよう努めている。

議会だよりを年4回発行しているが、当初単独での発行であったがより多くの人に見てもらうために町広報との合冊にするなど工夫している。毎回広報常任委員会で数日にわたり内容について議論を重ねてより分かりやすく伝える努力をするとともに議員の資質向上に効果が上がっている。

ケーブルテレビでは、本会議を録画放送しており住民が実際のやり取りを

視聴できる。

4. SNSの活用

双方向のコミュニケーションツールであるSNSに着目し、若年層の住民の関心を高める方策としてフェイスブックを活用し、一般質問の事前告知、本会議傍聴の方法、議会報告会の様子、議長交際費の公開など日々の議会活動や議会の情報をわかりやすく伝える工夫をしている。また、町の内外から意見要望等のコメントが寄せられており、交流の機会となっている。

5. 議場のバリアフリー化

令和元年度に議場傍聴席の改修工事を実施し、ユニバーサルデザインを念頭にすべての傍聴者が快適に傍聴できるようにするとともに、車イスでの傍聴が可能になるよう専用のスペースを設けた。

三重県度会町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

地方分権の推進と住民意識の高まりに伴い、世間の議会に対する視線は厳しく、地方議会の果たすべき役割と責任は日々大きくなっている。

度会町議会では、度会郡4町議会議員で議員間の資質向上、強化に努めている。例年、合同で有識者を講師として招き、多岐にわたるテーマで研修を受け、普段とは違う視点からの知識・情報を習得できる機会を得ている。

正副議長は、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、本町を含めた3市3町で研修会の場を持ち、広域的なテーマで勉強会を行っている。また、3市3町の意見を集約し、県などへ要望活動を行っている。

定例会は年に4回招集され、1定例会の会期日数は12日程度となっている。

なお、定例会前には、議会運営委員会を開き上程議案の内容を聞き、会期日程等を協議する。その後議会広報特別委員会を開催し、定例会の放送日、定例会終了後発行される議会だよりの打合せを行う。

開会日に議案が上程され提案説明がなされる。議員は説明を十分に聞いて、議案精読に入る。その後、人事案件を除くすべての議案は、委員会付託される。一般会計については、予算決算常任委員会（議長を除く全議員）で審議される。特別会計予算、条例改正などは、総務住民常任委員会、産業教育常任委員会で審議される。そして委員会審議を経て、閉会日に委員長報告、採決が行われる。

一般質問については、定例会初日までに質問事項を提出し、最終日に回答をもらう。質問時間は、1議員30分以内と申し合わせてある。回答時間は含まれない。

毎年、議員全員により視察研修を行っており、議会改革だけではなく様々な分野の先進地を視察することにより議員の見識を深め、町の政策作りに寄与している。

議会改革特別委員会（議長を除く全議員）を組織し、不定期的ではあるが、議員の質向上、定数改正、報酬改正を協議している。

今後も議会は住民の負託を受けた代表として、住民ニーズの多様化に柔軟に対応し、住民のためのより良い地方自治の実現のため、町行政と協力し町の発展のために尽力していく所存である。

(事績2) 住民に開かれた議会

議会の役割と責任が増大することに伴い、広く開かれた議会であることが求められる。議会で議論された内容を住民に理解してもらい、町政に関心を持ってもらう。また住民からはより広く声を吸い上げ、議会はそれを提言していくことがよりよいまちづくりにつながる。そのためには議会の方から積極的に情報発信をし、対話をしていく必要がある。それが住民の負託を受けた議会の責務でもある。

度会町議会でも以下のような取組みを行っている。

・ 議会をより知ってもらう取組み

(1) 定例会開催まで

町広報誌、ホームページ、町行政チャンネルなどを通じ定例会日程を周知している。

議会広報特別委員会で、定例会放送日、放送回数などを協議している。

(2) 定例会中

一般質問をホームページに掲載し住民に周知している。(回答は、定例会最終日)

議会傍聴については、制限を設けず幅広く傍聴者を募っている。

昨年(令和元年)町内在学高校生(3年生)を対象に議会、選挙などに興味を持ってもらうため議会傍聴を行った。

(3) 定例会終了後

ケーブルテレビで定例会の内容を放送している。

年4回議会だより(議会広報)を発行している。議会広報特別委員会委員が中心となり、審議、採決した議案内容、議員視点での一般質問の回答内容、テーマを決めた議員視察研修の顛末などを紙面に掲載し各世帯に配布している。

定例会終了後、速やかに議事録を作成し、町ホームページに掲載している。

大阪府熊取町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1 議会基本条例の制定

熊取町議会では、平成20年3月に大阪府内で初めて議会基本条例を制定し同年4月1日から施行、すでに10年以上が経過している。この条例では前文に「地方分権の時代にあって、二元代表制のもと、首長及び執行機関とは緊張ある関係を保ち、その政策決定並びに事務執行について、監視機能及び立法機能を十分に発揮し真の地方自治の実現を目指すものであり、町民の代表機関であるとともに町民の意思を代弁する合議制機関である町議会が地方議会の役割と責務を全うし、町における民主主義の発展と町民の福祉の向上のために活動するものである。」と謳っている。

これまで、この条例に基づき町民に開かれた議会、町民と共に歩む議会を目指し、議会報告会の実施や自由討議、理事者の反問権など、町民に信頼され、活力ある議会の実現のために活動してきている。

2 先進自治体への行政調査の実施

熊取町議会では、総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の2つの常任委員会を設置しており、毎年テーマを定め、先進自治体における取組みを調査し、町の施策に反映できるよう積極的に活動を行っている。また、議会会派においてもテーマに沿った行政調査等を実施している。

3 特別委員会の設置

原子力問題調査特別委員会、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会、都市計画道路建設促進特別委員会、環境施設広域化調査特別委員会及び議会改革検討特別委員会の5つの特別委員会を設置し、それぞれの設置目的に基づき、各種調査等を行っている。

議会改革検討特別委員会では、議会ペーパーレス化をはじめ通年議会や定数、報酬のあり方などの諸課題に果敢に取組み、他市町村の状況も調査し、その内容を踏まえ活発な議論がなされている。

また、予算・決算はそれぞれ特別委員会を設置して審査することとしており、

活発な質疑応答が行われている。両特別委員会では、それぞれ会派による意見・要望が発言されるのを例としており、理事者への提案、要望等が明確になるように運営されている。

4 国等への要望活動

毎年、国や国会議員、関係機関等に対し、町の重要課題についての要望活動を実施している。また、意見書については、毎定例会において積極的に提案がなされ、活発な議論が行われており、その権限を最大限に活かすべく活動している。

5 熊取町議会BCP（業務継続計画）の策定

大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な住民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図ることを目的とし、そのために必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた熊取町議会BCPを令和2年7月に策定した。

様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えつつ、災害時の初期対応、復旧・復興時における議会の役割、被災した住民の救援・救助活動や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員として議員が地域活動に従事する等の役割をとりまとめている。

（事績2）住民に開かれた議会

1 議会広報紙の発行

平成20年6月に創刊号を発刊して以降、年4回議会広報紙「くまとり議会だより」を発行し、令和2年8月発行で第50号を迎えている。掲載記事の原稿は各議員が自身で作成し、議員主導の広報委員会で編集を行っている。より良い紙面づくりのため、議員自ら研鑽を積み、広報クリニックも受け、紙面の改良やカラー化など住民により読み親しんでいただくための紙面づくりを常に心がけている。現在1万7千部を発行、全戸配布により住民に届けるとともに、町のホームページにも掲載して広く公開している。また、若い方にも読ん

でいただけるようスマホアプリを活用したデジタル配信も行っている。

2 議会報告会の開催

議会広報紙の発行に合わせて町内各地区において議会報告会を開催している。また、予算・決算に特化した全体会も年2回開催している。令和元年度からは「議会とミーティング」という形で各地区からの要望等にも耳を傾け、町施策への反映に生かしている。

3 ホームページでの情報公開

熊取町のホームページ上に熊取町議会のバナーを設け、議会の各種情報の公開を行っている。議会の会議録は常時閲覧が可能となっているほか、定例会ごとに議会の日程や一般質問の内容、議案書などが閲覧可能となっている。

4 議会映像の配信

議会開会時は庁舎内のモニターで会議の様子を放映しているほか、委員会や議員の一般質問等の録画映像のネット配信もYouTubeを活用して行っている。また、議会広報紙の紙面上に2次元バーコードを掲載し、配信映像に容易にアクセスできるよう工夫を凝らしている。

(事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

1 新型コロナウイルス感染症対策に関する執行機関への要望

政府による新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言後、議員間の協議と会派代表者会議において、町長及び教育委員会に対し、情報提供の充実、各種補償の充実、感染予防と安全の確保、子ども達の学びの保証などの7項目にわたる要望書を提出し政策提言を行い、執行部による施策に結びついている。

また、定例会における一般質問においても新型コロナウイルス感染症対策に関する質問が活発に行われ、同様執行部における施策に結びついてきている。

奈良県御杖村議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

議会は、有権者によって選ばれた議員で構成し村民の代表機関として、最良の意思決定を行うことにより村民の福祉向上に果たすべき役割が一層求められている。地方分権の時代にふさわしい自治体として責任と決定範囲が拡大し、二元代表の一翼を担う議会は村民の意思を代弁する合議制機関としてその役割と責任はこれまで以上に大きくなっている。このため、議会は監視・調査・政策形成等の機能を十分に発揮することが求められている。

御杖村議会では、委員会における審議の深まりと、全議員（8名）による委員会活動の充実を図ることから、平成30年3月に御杖村議会委員会条例の改正を行い、総務産業建設委員会（4名）及び文教福祉委員会（4名）を廃止し、むらづくり委員会（8名）を設置して予算決算委員会とむらづくり委員会とした。また、議会運営委員会の定数を4名から7名とし、地方自治法第105条の規定に基づき議長も出席することから、全議員8名がすべての委員会の構成員となった。

むらづくり委員会では、毎定例会において閉会中の継続調査の申し出を行い、継続的に委員会を開催し、御杖村の喫緊の課題である少子高齢化による人口減少に歯止めをかけるためのむらづくり政策や事業について、現地視察も行いながら行政との議論を重ねている。特に、国の地域産業資源の特徴・強みを活かした創意ある商品開発や販路開拓により、当該地域産業資源のブランド力を高めるための「地域資源活用事業」の認定を平成29年に受け、御杖村の面積の約90%を占める森林資源の活用を中心に進めている、間伐材を利用したキャビン（小屋）の製造や販売、また、モデルハウスの建設をとおり販売や将来的には輸出も視野に入れ、商品化に向け取り組んでいる行政と集中して議論を重ねる場ともなっている。さらに、毎月全員協議会を開催し、村からの報告や協議事項について積極的に質疑を行うとともに、議員からも住民のニーズにあった政策や制度の構築に向け提言を行い、地域資源を活用して将来的に持続可能な自治体を目指すための議論を重ねている。

(事績 2) 住民に開かれた議会

御杖村議会では、住民に開かれた議会を目指し、議会運営・議会活動を住民にわかりやすく知らせるため「議会だより」を毎月発行し、全世帯に配布している。議会広報委員は、正副議長と議員 2 名に事務局職員も加わり、掲載原稿の作成・校正・写真も取り入れたレイアウトなど意見を出し合い、住民に親しまれ手にとってもらえる紙面づくりに心がけている。6 月・9 月・12 月・3 月の定例会月の発行では、一般質問の内容や理事者等の答弁、議案の内容を詳しく記載した議決結果や議員の賛否、全員協議会・議会運営委員会・むらづくり委員会・予算決算委員会での質疑や答弁の内容はもとより、議会の活動報告や予定、行政視察や議員研修の内容などを掲載している。定例会月以外の発行では、毎月開催している全員協議会の質疑や答弁内容、適時に開催しているむらづくり委員会の質疑や答弁内容と議会の活動報告を掲載している。また、本会議の開催を住民に広く知ってもらい傍聴していただけるよう、有線放送にて開催日時の周知を行っている。

平成 29 年 1 月により開かれた議会の取り組みとして、「議会の見える化」を掲げ同年 4 月より村のホームページ上に「議会ガイド」のコーナーを開設して、本会議の会議録や議決結果、議会だよりなど議会に関する情報を公開している。本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となりましたが、平成 30 年度より村の中学 2 年生を対象に子ども達が議会の模擬体験を通じて、村の将来や現状の課題について自主的に考え意見を表明することにより、地域の一員としての自覚とむらづくりに参加する意識を育むとともに、議会や行政に対する関心と理解を深めてもらうため、社会科授業の一環として正副議長による出前講座や子ども議会を開催している。

子ども議会では、子ども議員の中から議長も選任してもらい、質問や提言に村長及び教育長が答弁を行う形で、担任の先生をはじめ保護者や家族の方々に傍聴していただいている。

昨年の子ども議会では、小中一貫教育や地域資源である木材の活用と高齢者の買い物問題や交通の問題など子ども議員からの質問に、村長や教育長が熱心に答弁され、本議会さながらの緊張感のなか行われた。また、介護保険サービスの増加についての質問は、全議員が驚くような高度な質問であり、村長の答弁もより一層熱のこもったものとなった。また、小学校 1・2 年生を対象とした社

会科授業の一環として行われる行政機関の見学の際には、正副議長が説明を行い、一人ずつ議長席に座ってもらい部屋の広さと椅子の大きさを感じてもらっている。

今後も時代の流れを常に意識し、開かれた議会・村民の意見が反映される議会を目指して取り組んでいきたいと考えている。

(事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

御杖村には東西14キロに渡って大和と伊勢を結ぶ「伊勢本街道」が通り、江戸時代にはお伊勢参りに向かう旅人達の宿場町として栄えていた。街道沿いに残る道標や旧旅籠は、旅人たちで賑やかだった往時を忍ぶことができ、今でも夜には伊勢本街道沿いの灯籠や家々の軒先には明かりが灯され、優しい光がより一層、街道の雰囲気盛り上げている。

そんな歴史情緒あふれる景観と、四季折々の美しい自然に囲まれた伊勢本街道が賑やかだったところの人や物流の流れを取り戻し、少子高齢化による人口の減少に歯止めをかけ、過疎でありながらも自立できる自治体を目指すため、「関西→奈良→伊勢のアクセスルートを考える」をテーマに活動を行っている。この伊勢本街道は、大阪（玉造稻荷神社）から伊勢（伊勢神宮）までの参詣道、約170キロと言われているが、車等で行く場合は、本村を通過し、三重県津市、松坂市、多気町に至る「国道368号」を利用するルートが伊勢までの最短距離となっている。

近年、その沿道には本村も含め道の駅が整備されたこともあり、伊勢までのドライブやツーリングには最適なルートとして定着しており、行楽シーズンを中心に交通量が増加しており、本村の道の駅「伊勢本街道 御杖」にも多くの方が立ち寄っている。また、この国道368号は本村や隣接の津市美杉町の沿線住民にとっては、東へは前述の伊勢への最短ルートである一方、北へは三重県名張市、伊賀市への通勤、通学、通院、買い物等、住民生活に密着した唯一のライフラインとして、更には若者の定住促進や地域活性化に欠かすことのできない道路という側面をもっている。しかしながら、当該国道の一部区間（三重県内）においては、今だに急カーブや狭隘区間が残り車の対向にも支障を来している状況

となっている。

本村議会としても、この国道368号の早期改良整備が沿線住民にとって欠かすことのできない通勤、通学といった生活道路としての利便性の向上、また、沿道市町村の産業の発展及び伊勢（伊勢神宮）までの周遊ルートを整備することによる観光振興においても大きく寄与するものであると考え、当該国道における未改良区間の早期完成に向け、平成29年11月には、奈良県・三重県選出の衆参国会議員への陳情を行うとともに、平成30年5月からは、沿道市町村議会や関係行政機関に対し、要望活動に対するに協力依頼を求める取り組みを行っている。

岡山県新庄村議会

(事績2) 住民に開かれた議会

● 議会発「村づくり自分ごと化会議」の開催

人口約900人、1000メートル級の美しい連山に囲まれた新庄村は、明治5年の村政施行以来一度も合併せず、「村民一家族」として自主自立の村を築いてきた。近年では人口減少や高齢化が進むなか、歴史・文化・自然を後世に継承し持続可能な村とするため、議会の果たすべき役割が益々重要になっている。

村民の代弁者たる議会は、自らの改革の一環として平成29年11月に村民へのアンケートを行うが、議会と村民の距離を実感することとなる。強い危機感を覚えた議長のリーダーシップのもと、議員全員で村民との対話や説明責任を模索するなか住民協議会にたどり着く。行政が行う意見交換会は、世帯主たる高齢男性の出席が固定化し、必ずしも多様な意見が届いているとは言い難く、一方、議会も村民の声を把握し切れていない問題意識があった。村民が村の課題を自分ごととして捉え自由な討議を目指す、題して議会発「村づくり自分ごと化会議」である。

「自分ごと化会議」は、東京の一般社団法人構想日本のコーディネートにより全国の自治体で行われてきたが、新庄村ほど小規模自治体の例はなく、また議会主催は初の試みとなった。テーマは「老朽化した役場庁舎」、喫緊の課題であり今後の村づくりの核となる重要課題であった。構想日本の協力のもと議会と村民の新たな挑戦がスタートした。

幅広い層との対話を目指し、無作為に抽出した18歳以上120人に案内を送付したところ、女性や若者を含む各年代から17人の参加を得た。応募率は14.2%と高い関心を示した。

平成30年11月から4回にわたった会議では、論点となる「現在地に建替え」「他の場所に建替え」「現庁舎の大規模改修」に加え、村のメインストリート（がいせん桜通り）の既存施設・空き家を活用し「役場機能を分散化」する画期的な

アイデアも出された。

令和元年7月には村内既存施設活用の検討、役場職員の業務見直しなど4項目を取りまとめ議会に提案、バトンを受け取った議会も議論を重ね、同年12月には自分ごと化会議の報告会を兼ね議会提案書を村長に提出、村長も直ちに検討委員会を設置し、庁舎建て替えの必要性や方法など検討を重ね計画は進行中である。

会議途中の平成31年4月には議員選挙が行われ議員の入れ替わりもあったが、新たな議員を加えた議会は、構想日本のコーディネートと初の試みに手を上げた村民とともに走り切り、住民に開かれた議会を実践することができた。また議員の意識改革と村民の熱意はこの会議の大きな成果であった。今後も小さな村ならではの強みを活かし、空き家対策など様々な課題を村民とともに考え、「村民に必要とされる議会、村民に身近な議会、村民の声を反映できる議会」を目指していく。

山口県田布施町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 常任委員会の行政視察の実施

議会は、議案の審査だけでなく、請願、陳情の審査や行政の基本的施策等について提言し、実現を図っていくという積極的な姿勢が求められていることから、総務文教、経済厚生委員会では行政視察研修を行い、町民の負託に応える議会の実現を図っている。

(2) 勉強会の実施

複雑化する行政の監視機能を果たすために、本年は、令和3年度から固定資産の評価方法に市街地宅地評価法を適用するため、勉強会を令和2年6月に2回開催するとともに、同月に、ハラスメント防止対策が強化されたことに伴い弁護士を講師に迎え研修を開催し、議員の資質及び行政力を高め、施策の提言にもつなげられるよう努めている。

(事績2) 住民に開かれた議会

(1) 議会広報紙による広報

定例会ごとに年4回、議員自らが編集し、定例会の翌月に発行。内容は本会議内容や研修報告などを掲載している。また、議会広報のモニター制度を設け、モニターの意見を町内を5地区に分け、毎回、5地区の方から議会広報紙の感想をいただき掲載するなど、開かれた議会活動として大きな役割を果たしている。また、令和2年度6月からは、さらなる読みやすい広報紙を目指して、文字の大きさを11ポから12ポに変更し、1ページの段組を6段から5段に変更し発行している。

(2) 町議会ホームページの開設

わかりやすい議会を目指して、議会に関するさまざまな情報を公開している。

- ①本会議・委員会の開催予定
- ②一般質問通告内容
- ③議会広報
- ④本会議会議録

(3) 会議録の閲覧

本会議の会議録は図書館、議会事務局において閲覧することができる。

(事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

(1) 小学校へのエアコンの設置

近年の猛暑に対応するため、令和元年6月から小学校への早急なエアコンの設置を本会議での一般質問、委員会、全員協議会等で執行部にエアコンの設置を訴え、令和2年3月末に設置が完了した。

(2) 桜まつりへの参加

毎年4月に開催される田布施町で盛大なイベントのひとつ、「桜まつり」に、田布施町議会のPRも兼ねて、初めて出店を置くように計画、準備をしていたが、新型コロナウイルス感染防止の為中止となった。

徳島県つるぎ町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

まず政策づくりについては、議会は住民等と連携し、多様な民意を把握し、執行機関に対して政策の趣旨、財源、成果等を具体的に示した政策提言に努めている。

議員活動においては、本町においては会派・派閥が存在しないため、議員の経歴や経験年数に関係なく、各議員とも会派・派閥に拘束されない会議での発言や自由な議員活動が可能となっている。

そのため、町政全般にわたり、それぞれの課題や地域毎に住民の意見を的確にくみ取り、町政に民意を反映させる政策づくりを行うことができている。

また、政策を着実に推進していくためには、町長を始め町職員と協議を重ねて合意形成を図ることが不可欠であることから、議員同士あるいは議員と町職員の自発的な交流も盛んで、会議にとらわれない意見交換会も活発に行われている。自己の幅広い知識の向上を図るとともに、常に問題意識を高く持ちながら町の現状を把握し、住民の負託に応えるよう町づくりに取組んでいる。

議会としては、年4回の定例会において、4つの常任委員会のうち「総務産業建設常任委員会」、「文教厚生常任委員会」を開催して提出議案の審議を行うとともに、毎議会「全員協議会」を開催し、議会運営に関する協議・調整だけでなく、重要政策についての協議を行い、本会議の円滑な運営につなげている。また、町が抱える喫緊の課題や問題について、組織的な調査や町内外への研修・視察、検討を重ねる必要があるかどうかや、特別委員会設置の必要性を見極めるため、まずは現状を把握する勉強会を全議員参加のもと実施しており、効率的な問題解決・政策づくりに取組んでいる。

次に、監視機能については、町民生活に直接結びつく行政施策の最終意志決定機関にあたる議会の機能、役割の重要性を踏まえて充実させなければならないとの認識のもと、現在、設置している4つの常任委員会や全員協議会において、施策の審議が慎重に議論されるとともに、早急な対策を講ずべき施策は迅速に対応している。特に、毎年9月に開催される定例会の「決算審査常任委員会」においては、事業が適正に行われているか、費用に対する効果はどうだったかなど

の厳正な審査を行い、委員会で出された意見をその後の政策立案に活かすよう監視機能の強化に努めている。

今春、世界に新型コロナウイルス感染症が拡大し、日本では4月16日、全国に緊急事態宣言が発令された。5月25日に解除されたものの、いつ、どこで、誰が感染するかも知れない状況下であり、常に感染予防対策を施さなければならない非常時となっている。

そのような中においても、町議会定例会の開催は必須であることから、町ホームページや議会だよりにおいて感染予防対策のお願いを掲載するとともに、会議出席者・傍聴者に対しては、議場入場口に感染予防対策のチラシを掲示し、各人に検温や手指のアルコール消毒、マスクの着用を実施している。更に、本会議においては演壇にアクリル板を設置し、また、委員会においては、出席者同士の密状態を避けるため、出席する職員数を各課1～2名に抑え、委員会室の2倍以上広い大会議室に会場を変更して開催し、議会活動の維持に努めている。

(事績2) 住民に開かれた議会

議会広報の取組みとしては、平成17年8月より当町ホームページで「町議会情報」の提供を行っている。その主な内容は、住民の議会への関心を高め、積極的な議会参加を勧めるため、議会の案内としての議員名簿や委員会構成、議場案内はもとより、議会のしくみや流れ、議会用語等の解説をわかりやすく掲載している。

また、定例会・臨時会等の開催については、議会の動きとして日時や内容等の議会日程を事前にお知らせするとともに、迅速な審議結果の掲載に努めている。さらに、後述の「つるぎ町議会だより」の閲覧コーナーを設けて創刊号からの掲載も行うなど、開かれた議会を目指して積極的な広報に取り組んでいるところである。

議会情報の発信は議会広報紙でも行っている。平成18年12月に議員6名で構成する議会広報編集常任委員会を設置し、「つるぎ町議会だより」を年4回発行して町内全戸へ配付している。

平成19年1月29日の創刊号以来、現在に至る発行回数は、令和2年10月27日発行で第56号に及ぶ。毎号、表紙や掲載記事の選定、レイアウトまで委員自らが編集を行っている。

主な掲載内容は、定例会等の議会概要と議案説明、一般質問、委員会での審議内容、議会の動きなどである。ケーブルテレビを設けていない本町としては、可能な限り紙面にて本会議や委員会など議会の状況が住民に伝わるように、また、議会の情報開示、説明責任が果たせられるように取り組んでいる。

今後の議会活動の広報・周知方法については、議会広報紙や町ホームページ等を軸に住民が求める新しい議会情報の発信のあり方について柔軟に対応し、更なる住民に開かれた町議会に向けて、親しみやすく、わかりやすい情報発信に努めていきたい。

ハード面での取組みとしては、平成29年3月末に議会関係施設のある本庁舎の耐震化工事とリノベーションが完成し、スロープやエレベーターの設置等建物のバリアフリー化が行われた。これにより、議会関係施設は、3階にある議場の傍聴席まで段差なく快適に利用できるようになり、議会を誰でも気軽に傍聴できるように配慮した環境が整備された。

また、本町は平成17年3月に半田町・貞光町・一字村が合併し誕生して以来、県下において女性議員の占める割合が高いと言われており、現在の女性議員数は定数12名のうち3名で、その割合は25%を占め、全国平均を大きく上回っている。このことは、男女共同参画を始め様々な人権意識の高さの現れでもある。地域社会の多様な課題に対し、住民から幅広く意見を聞くことにつながり、議会での議論もより一層活発なものとなっている。公正・公平かつ開かれた議会活動にとっては、極めて大きな刺激となっているので、さらに人権尊重の意識の向上を図り、住民一人ひとりを大切に思う町議会として前進していきたい。

(事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

本町議会においては、住民の負託に応えるために、議会本来の機能、役割の重要性を踏まえた議会のあり方について改善・改革を行っている。

その主要な取組みの一つとして、議員定数の削減がある。近年加速化している

少子高齢化による人口減少や厳しい行財政、議員のなり手不足等の事情にかんがみ、町村合併以降に三度、議員定数が削減され、町の実情にあった議会へと変革してきた。町村合併後初の町議会議員選挙（平成18年）では議員定数18名であったが、平成22年に16名、平成26年に14名、そして、平成30年に12名に削減され、現在に至っている。

議員定数の削減によって、議員報酬をはじめとする行政経費を大幅に削減し、限りある財源を有効活用できるようになった。このことは、議員が住民の声に最大限応えられるように議会活動を積極的に展開することにつながり、地域活性化に結びついている。

また、地域活性化のために行った特別な取組みとして、徳島県西部に古くから伝わる傾斜地農法の「世界農業遺産」認定に向けた取組みがある。この農法は、斜面を棚田や段々畑のように水平に利用するのではなく斜面のまま作物を育てる方法で、先人たちは厳しい立地条件の中、知恵と技術で工夫を凝らし受継いできた。これが正に国連食糧農業機関（FAO）の世界農業遺産に値するとの考えから始まった取組みである。

平成26年に傾斜地農法「にし阿波の傾斜地農耕システム」として本町を含む2市2町で開始した認定への取組みは、平成29年3月に国内候補地に選定されると同時に「日本農業遺産」に認定され、平成30年3月に中四国で初めて世界農業遺産に認定された。

本町議会は、世界農業遺産へ登録されることより、地域に暮らす人々の生活や文化も含めた伝統的な農業を営む地域の価値を評価し、認知度を高めることで地域の振興や活性化を後押しできるものと捉え、平成23年6月に世界農業遺産に認定された、白米千枚田を有する石川県輪島市への先進地視察を始め、各集落の農家や専用職人等への現地視察、それらを踏まえての急傾斜地農業研修会を行った。町議会定例会での一般質問や委員会でも、認定後の町への経済効果や後継者問題等について審議を重ねた。国連食糧農業機関の現地調査にも積極的に参加して調査員に登録への熱意を伝えるなど、議員一丸となって認定に向けた活動を実施してきた。議会広報紙「議会だより」においても、国内候補地に選定されてからは表紙写真に町内の傾斜地農法に関する写真を起用して連載している他、農業遺産に関する記事を掲載するなど、傾斜地農法「にし阿波の傾斜地農耕システム」の啓発と世界農業遺産認定への気運向上に努めてきた。

認定後の現在、町内外へのアピールと地域活性化を図るため、「議会だより」での啓発は継続して行っている。この伝統ある大切な資源をどのように守り、地域をどのように活性化させていくのか、重要課題への取組みは始まったばかりである。

香川県土庄町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1 常任委員会による所管事務調査及び視察

常任委員会において、所管事務の中からテーマを決めて調査、研究、視察を行っている。

今年度は教育民生常任委員会において、不燃ごみの分別・収集について、調査や視察を行い、具体的な取り組みを取りまとめ、令和 2 年 9 月 17 日執行部に提案書を提出した。

2 一問一答方式

平成 26 年 12 月から制限時間を 40 分とする一問一答方式を一般質問に試行導入し、平成 28 年 12 月から本格実施している。執行部側の反問権については、質問の趣旨及び論点整理に関する確認ができるものとした。

質問を明確にした上で正確な答弁を引き出し、議論を深めていくとともに、住民にも分かりやすい議会を目指している。

3 コロナ禍における議会活動の維持

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、議会活動の維持のために感染防止策や感染者が発生した場合の議会对応などについて、令和 2 年 5 月に対処マニュアルを策定した。

(事績 2) 住民に開かれた議会

1 議会活性化特別委員会の設置

令和元年 9 月に議会活性化特別委員会を設置し、議会の透明性の確保と住民に信頼される議会を目指して、議会活性化推進の方策を調査・検討している。

主な検討事項は、議会基本条例の制定やタブレット議会の導入。タブレット議会については、令和 3 年度の新庁舎完成に合わせた導入を目指して、効果的な活用方法を協議しており、今後運用基準等についても検討していく。

2 議会広報紙の発行

年4回、議会広報特別委員会委員により「議会だより」を編集、発行している。編集会議の際は、議会広報全国コンクールで優秀な成績を修めた広報紙のレイアウト・手法などを研究している。また、一般質問のページにQRコードを配置して、詳細に知りたい人をホームページに誘導する工夫をした。

紙面づくりに対し委員相互が同じ認識を持って取り組んでいく必要があるため、今後、編集要領の策定を計画している。

3 子ども議会

子どもたちに議会に対する理解を深めてもらうために、町内の6年生児童による「子ども議会」を平成12年度から毎年開催している。

昨年11月の子ども議会で提案があった事項について、今年度、町が新たな取り組みを行った事例があった。

4 定例会での委員会活動報告

閉会中の委員会の所管事務調査についても、本会議において委員長から質疑や意見の内容等を含めて報告している。

(事績3) 地域活性化のため特別な取り組みをした議会

1 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言書

町と議会が一丸となって新型コロナウイルス感染症対策に取り組むため、生活・経済支援や医療体制など8つの項目について、令和2年4月24日に提言書を町長に提出した。

愛媛県伊方町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 一般質問における「一問一答方式」の導入

質疑の論点を明確にし、町民によりわかりやすい議会活動をするため、平成31年3月より一般質問における「一問一答方式」を導入した。対面方式や質問時間の回数・制限など令和2年6月に設置した議会改革特別委員会において、活発に議論しているところである。

(2) 議員全員協議会の随時開催について

定例会前に重要な町政に係る案件などについて報告・協議・調整をしているが、議員からも随時要請するなどして積極的に意見交換を行っている。

(3) CATV やホームページの活用

議会を庁舎内で生中継し、一般質問等をCATVにより町民を対象に放映している。

また、ホームページを活用し「議会日程」や「会議録」「CATV 放映日」を公開するなど情報発信に力を入れている。

(4) 原子力発電対策特別委員会及び全議員による「行政視察」

原子力発電所立地町議会として、所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮するため先進地事例を研修し理解を深めると共に、その他にも本町の振興施策の参考にするため視察研修を実施している。

また、県内や四国内で行われる議員研修会に合わせて、議員自らテーマを決め視察を実施している。

(5) 「議会だより」の発行について

年4回「議会だより」を発行している。議員が順番に研修報告等を掲載し、読みやすく、わかりやすく、また、議会活動を身近に感じてもらえるような紙面づくりを心掛けている。

(6) 議員定数の削減

議会改革特別委員会において議論した結果、人口の減少、行財政改革の推進及び住民感情の動向等を考慮した結果、次回、一般選挙から定数を16名から14名に削減する条例を令和2年3月に制定した。

高知県津野町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

○「津野町議会議員政治倫理条例」の策定（平成25年3月13日施行）

津野町議会では、議会議員が町民の代表として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準等を定めることにより、高い倫理観を持ち、町民の信頼に応え、公正で民主的な町政の推進に寄与することを目的とし、平成25年3月13日に発議として議案提出をし、全会一致で可決された。議員定数の削減、執行部への反問権の導入、日曜議会の開催等、これまでも一定の議会改革に取り組んできたところであるが、全国的にも地方議会及び議員をめぐるには多くの様々な提言や厳しい意見がある。こうした中、地方議会を担う者はもう一度議会議員としてのあり方を見定めて、そのうえで地域の発展に寄与できるような議会づくり・議会運営を行うことが強く求められていると認識している。今後ますます議会改革が求められる中、町民に信頼される議会運営を行っていくため、町議会議員自ら政治倫理を確立することが重要であり、本条例を制定している。本条例は16条から成るもので、第3条第11項、第12項にも規定があるように、町からの補助金や助成金を受けている団体、各種委員会等への就任の制限が盛り込まれている。これは先進事例を参考にしているが、津野町独自の厳しい規定を盛り込んでいる。

○一問一答方式の導入

津野町議会では、以前から、開かれた議会・よりわかりやすい議会を目指し、一問一答方式を導入しているが、平成27年9月に「津野町議会の運営に関する基準【申し合わせ事項】」を策定し明文化した。一般質問を行う議員は、自席から質問席へ移動し質問を行い、執行部は自席から答弁席へ移動し答弁を行う対面式により、議員と執行部が緊張感を持った政策論議がされている。そして、傍聴者に質問・答弁内容が明確でわかりやすく、一つの質問事項を深く掘り下げて議論でき、また答弁漏れがなくなるという点でより良い議会運営が可能になっている。

○議会タブレットの導入

津野町では、行政改革が進む中で住民サービスの向上や事務の効率化を図ることは必要不可欠であり、議会改革、開かれた議会づくりに向けた取り組みとして、従前より本会議のインターネット中継等 ICT を活用した議会運営の論議がなされてきた。議会資料の印刷の手間、資源の無駄を考えれば、改善策の一つとしてペーパーレス化が考えられ、議会改革の一環として令和元年度からタブレット導入に係る視察研修や勉強会を行い、令和2年6月から議会・執行部共にタブレットを導入した。

タブレットの導入により、定例会などの資料で配布される膨大な量の議案書や予算書等がペーパーレス化になったことで、持ち運びや書類の保管・検索が容易になった。また、今まで印刷し配布していた議会関係の条例や規則、入札結果や年間予定表などの関係資料もタブレットでいつでも閲覧可能になり、議員から要望があれば必要な資料を瞬時に届けることができ情報共有のスピード化が可能となった。更に今まで議会事務局の固定電話や個人の携帯電話で連絡していたが、タブレットのチャットアプリの活用により議員全員へ一斉に確実に連絡ができるようになり、効率的な議会運営がされている。

タブレットでは、インターネットでの情報検索も可能であり、他自治体・国の情報収集など議員個人が勉強するツールとしても活用しており、会議の資料など各種資料が入ったタブレットの携帯により、地域住民への説明もスムーズに行えると考えている。

また、災害時には、タブレットに入れている高知家防災アプリやインターネットでの情報収集、写真撮影による災害現場の状況報告、そして、災害対策本部のホワイトボードなどを撮影し執行部から議員へ随時情報提供することなどの活用を想定している。

タブレットの導入にあたっては、議会独自の会議以外の端末の仕様範囲や禁止事項、遵守事項などの使用基準の策定もおこなった。

今後は、各種研修会、視察、各委員会等でもタブレットを使用し、活用の幅を広げていきたいと考えている。

(事績2) 住民に開かれた議会

○議員出張懇談会制度の導入

開かれた議会づくりの一環として、平成29年11月から各種団体やグループで議員との懇談の希望があれば、申込により議員が町内のどこへでも出張し懇談会を開催するという議員出張懇談会制度を導入している。平成30年7月に初回の出張懇談会を開催し、要望のある住民と直接懇談をすることにより、より具体的な内容や思いをくみ取ることができた。懇談会で得た意見は、その後の一般質問へ反映され執行部へ政策提言を行った。今後は、もっと開催できるよう広報に力を入れ、町民の声を町政に届けれるよう努めたい。

○議会広報誌の発行

議会広報誌は、年4回の定例会開催の翌月に議会だより発行調査特別委員会の委員が編集し発行している。編集にあたっては、特別委員会で平成28年5月に「津野町議会だより編集概要」で編集方針等を策定し、議員自身が記事を作成しやすいように方向性を示している。

広報誌は、基本的に表紙と裏表紙はカラー印刷とし、その他のページは2色印刷としている。多くの方に読んでもらえるように構成を工夫し、写真やイラストを使用して分かりやすく読みやすい紙面の編集に努めている。記事の内容が執行部の発行している広報誌と重複しないよう心掛け、また、議会傍聴者の率直な声を聞くために、傍聴者への傍聴記筆記依頼や議会開会日に傍聴席に設置しているアンケートに書かれた意見等も広報誌へ掲載している。平成30年5月からは、議会だよりを読むと解ける読者クイズのコーナーを設け、回答を書いて応募すると抽選でプレゼントがあたる企画を実施し、応募者も増加傾向にある。

議会だより発行調査特別委員会では、令和2年6月に導入したタブレットを使用し編集委員会を開催している。今までは、各議員が作成した紙媒体の原稿を回し読みし内容確認を行っていたが、タブレットを使用すると委員全員が一緒に同じ原稿や写真を閲覧できるようになり、多様な協議がなされ活発に委員会が開催されている。

委員の研修については、県の市町村議会広報研修に参加するとともに、2年に1回程度全国町村議会広報研修会に参加し知識の習得を行っている。

福岡県水巻町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

水巻町議会は、議会による積極的な政策づくりの提案と、監視機能の充実を目指し、次のような活動を行っている。

●会派制度の採用

水巻町議会は会派制度を採用しており、議員定数14名中、13名が会派に所属している。

会派制度の採用により、政策集団として調査、研究、議論を行い、町に提案・要望・交渉を行うことで、町の政策に議会の意見を反映させることを目指している。また、外部の専門的な知見を町政に活用するため、他自治体への会派視察研修を実施している。会派視察研修では視察先自治体担当者に対して積極的に質問を行い、知見を深めている。研修後は詳細な研修報告書を作成し、政策づくりに活用している。

また、会派内での勉強会等を実施し、政策づくりについて活発な議論を行うとともに、個々の議員の資質向上に取り組んでいる。

●意見書提出権の積極的な活用

普段から住民の意見や要望等を収集し、勉強会等で議論した内容について、会派ごとに意見書として取りまとめて、積極的に議会に提案を行っている。提案された意見書について、議会での活発な議論を経て、国・県等に対し、多くの意見書を提出している。

●一般質問や質疑による審査

会派ごとに審議の上、一般質問をとりまとめ、町執行部との充実した議論を行うことで、政策立案・チェック機能を発揮している。

また、提出された議案や委員会での報告に対し、会派内で綿密な打ち合わせを行うことで、問題点を見出し、指摘することができるよう、審査体制を整えている。

●公共事業等の現地視察の実施

公共事業によって建築・修繕等を行った町内の施設等について、議員全員の参加による現地視察を実施し、公共事業が適切に行われているか、住民にとって使いやすいものになっているかどうか等のチェックを行っている。

●議会傍聴の促進

町の施策審議について住民の目で審査していただくため、議会傍聴について広報紙等を活用し、広く呼びかけている。また、議場内傍聴席のバリアフリー化推進に努めており、傍聴席階段に手摺を設置し、傍聴席出入口の自動扉には反射材を使用して視認性を向上するなど、住民の要望に即座に対応し、誰もが傍聴しやすい議会を目指している。

●議会広報紙の充実

議会の活動と政策審議について、住民に広く周知するため、議会広報紙「議会だより」の充実に努めている。議会だよりは、議会閉会後に議員によって構成される「議会だより編集会議」によって編集を行い、作成している。各議員は各種広報研修会にも積極的に参加し、研鑽に努めている。

議会だよりでは、特に会派ごとに行われた一般質問の内容について詳細に掲載しており、各会派の意見や、施策に対する町の考え方を対照的に見比べることができるよう、紙面の構成を工夫している。

また、議案の採決について、議案ごとに各議員の賛否を掲載しており、町の政策に対する議員の考え方を明示することで、町民による客観的な審査が行われるよう工夫している。

福岡県吉富町議会

(事績2) 住民に開かれた議会

○ 議会報告会

議会の説明責任を果たすとともに、住民との対話を通じて信頼関係を築き、それぞれの地域が抱える課題などについて町民の皆さんの意見を聴取して議会活動に生かし、また、議会運営の改善を図るため、平成26年より議会報告会を行っている。令和元年度は町の施設において全町民を対象に2日間開催。議会からの報告の後、事前に提出してもらっていた質問に対する回答、その後、テーマに対する質問・回答、最後に自由な意見交換の場を設けている。報告会でいただいた意見等は議会全員協議会の場で意見の回答を共通認識し、一般質問として取り上げられるものについては直近の定例議会で役割を分担し、議員が一般質問を行っている。

○ 議会だよりの充実

議会だよりは基本的に定例会後に年4回発行し、町内全戸配布を行い、ホームページにも掲載している。編集は議員全員で構成する広報委員会で行い、写真撮影、内容の構成、原稿の執筆校正まで議員が率先して行い、また、本会議における採決の結果、一般質問、委員会質疑に関しては、わかりやすく掲載することに努めている。広報委員会では、広報研修会等に積極的に参加し、より親しみのある議会だよりの作成を目指し日々努力している。

○ ホームページ等を活用した情報発信

ホームページにおいてより多くの情報を紹介することで、議会についての正確な情報公開に努めている。議員名簿には顔写真を掲載し、議会が身近に感じてもらえるように心がけている。定例会は会期日程。一般質問等の日程を掲載し、併せて、防災行政無線にて定例会開会初日に全日程を紹介し、できるだけ多くの方に議会傍聴をしていただけるよう周知している。会議録はホームページに掲載し、採決結果、一般質問などを分かりやすく町民に伝えるよう努めています。